

懲戒処分について

提供日：令和8年3月17日

吉川松伏消防組合では、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を発令しましたので、職員の懲戒処分に関する公表基準に基づき下記のとおり公表します。

記

1 概要

令和7年12月、吉川消防署にて勤務していた管理職の職員が夜間帯に入電した救急事案が自身の親族からの救急要請であることを認知し、職務上知りえた情報を第三者(親族)に指令室内で自身の携帯電話を用いて情報を漏らした事実が報告されました。

この事実を把握した消防本部において、関係職員から聞き取り調査を行った結果、非違行為が認められたため懲戒処分としたものです。

2 処分内容

① 処分事項【一般サービス関係 秘密漏えい】

- (1) 被処分者 吉川消防署 当直司令 50代男性 課長級職員
- (2) 処分内容 減給1ヶ月(10分の1)
- (3) 処分年月日 令和8年3月16日
- (4) 処分理由

職務上知りえた情報を第三者(親族)に自身の携帯電話を用いて指令室内で連絡をし、情報を漏らした行為は「一般サービス関係 秘密漏えい」に該当するもの。

② 処分事項【監督責任関係 指揮監督不適正】

- (1) 被処分者 吉川消防署 署長 50代男性 次長級職員
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 処分年月日 令和8年3月16日
- (4) 処分理由

当該事案の判明後、管理監督者としての責任及び対応が十分に果たしていなかったことから「監督責任関係 指揮監督不適正」に該当するもの。

③ 処分事項【監督責任関係 指揮監督不適正】

- (1) 被処分者 吉川消防署 指令室長 50代男性 課長級職員
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分年月日 令和8年3月16日
(4) 処分理由

当該事案の判明後、管理監督者としての責任及び対応が十分に果たしていなかったことから「監督責任関係 指揮監督不適正」に該当するもの。

3 消防長コメント

この度は、職員の懲戒処分により、市町民の皆様の信頼を損なうことになり心よりお詫びを申し上げます。

職員には、公務員として法令を遵守した適正な業務を遂行するよう周知徹底を図ると共に再発防止に取り組んでまいります。

●問い合わせ先

吉川松伏消防組合

担当：消防本部総務課 田中・清水

電話：048-982-3918